

整理番号	計調-法申-19
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9300)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	接道義務の特例許可
概要	建築基準法第43条第1項では、「建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない」と規定されています。 ただし、同条第2項第2号では、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したのものについては、第1項の規定を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第43条第2項第2号 ・建築基準法施行規則第10条の3第4項 ・建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱 ・建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続き要領 （上記要綱、要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■空地等の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・通路等の幅員は1.8m以上であること ・おおむね20年以上一般の通行の用に供されてきたものであること ・両端が法第42条に規定する道路に接続したものであること ■建築物の敷地、用途、構造等 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地面積は、60㎡以上とすること ・建築物の用途は、一戸建ての住宅、兼用住宅及び従前の建築物と同一の用途であること ・地階を除く階数が3以下であること ■関係権利者の承諾 <ul style="list-style-type: none"> ・建築主は、当該空地等を確保することについて関係権利者の承諾を得なければならない 上記記載のほか、「建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要綱」及び「建築基準法第43条第2項第2号許可申請の手続き要領」等を必ずご確認ください。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2部）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥33,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012309.html
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。